



神戸市公報

発行所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷
兼印刷人

神戸市長

発行日

毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
訓令甲	特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	行財政局給与課	1
告示	神戸港港湾隣接地域の範囲の変更	港湾局港湾計画課	5
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定(学校法人 頌栄保育学院)	行財政局税務部市民税企画課	7
告示	令和7年第1回定例市会で議決された令和7年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	8
告示	認定特定非営利活動法人の代表者の氏名変更	地域協働局地域活性課	10
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(水谷自治会ほか)	地域協働局地域活性課	11
告示	神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例による路上喫煙禁止地区の指定(須磨海水浴場地区)	環境局事業系廃棄物対策課	14
公告	有料公園施設(苔谷公園体育館)の供用日の変更	建設局公園部管理課	16
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区学が丘3丁目ほか)	都市局都市計画課	17
公告	建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の公告	建築住宅局建築指導部建築安全課	18
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	19
交通局	神戸市交通局鉄道施設設計業務規程の一部を改正する規程	交通局高速鉄道部施設課	20

訓令甲第 3号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年11月訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
特別の勤務に従事 する職員		勤務時間 の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考	特別の勤務に従事 する職員		勤務時間 の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等						勤務場所	職種名等					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所食肉衛生検査所	[略]		午前7時45分から午後4時30分まで	[略]	[略]		健康局保健所食肉衛生検査所	[略]		午前8時から午後4時45分まで	[略]	[略]	
[略]	[略]						[略]	[略]					
建設局西水環境センター	一般事務及び行政技術		[略]	[略]	[略]		建設局西水環境センター	一般事務及び行政技術		[略]	[略]	[略]	
	総括班長及び機械操作手	(1)	午前8時15分から午後5時00分まで	1時間	4週間を通じ8日			総括班長及び機械操作手		午前8時45分から午後5時30分まで	1時間	4週間を通じ8日	
		(2)	午前8時45分から午後5時30分まで										
		(3)	午前9時45分から午後6時30分まで										
備考 [略]							備考 [略]						
別表第2（第2条関係）							別表第2（第2条関係）						
特別の勤務に従事 する職員		勤務時間 の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考	特別の勤務に従事 する職員		勤務時間 の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等						勤務場所	職種名等					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所食肉衛生検査所	[略]		午前7時45分から午後2時45分まで	[略]	[略]		健康局保健所食肉衛生検査所	[略]		午前8時から午後3時まで	[略]	[略]	

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]								備考 [略]						

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（建設局西水環境センターの項を改める部分に限る。）は、令和7年8月1日から施行する。

神戸市告示第 193 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の規定により、昭和 46 年 4 月 15 日神戸市告示第 5 号の 4（神戸港港湾隣接地域の範囲）の一部を次のとおり改正したので、同法第 37 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 6 月 24 日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

神戸港港湾隣接地域の範囲の表、東灘の項中

「

地区名	区 域
御影・新在家	イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線及びト線と海面により囲まれた陸域及び灘区灘浜東町の水際線から幅員 20 メートルの陸域 イ線 石屋川右岸端から灘区浜田町 1 丁目 1 番地の 1 の南東端まで引いた線 ロ線 イ線の終点から 247 度 170 メートルの地点まで引いた線 ハ線 ロ線の終点から 150 度 50 メートルの地点まで引いた線 ニ線 ハ線の終点から 238 度 320 メートルの地点まで引いた線 ホ線 ニ線の終点から 220 度 300 メートルの地点まで引いた線 ヘ線 ホ線の終点から 237 度 310 メートルの地点まで引いた線 ト線 ヘ線の終点から 250 度 70 メートルの地点まで引いた線

を
」

「

地区名	区 域
御影・新在家	次のイ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線及びト線と海面により囲まれた陸域及び灘区灘浜東町のチ線、リ線、ヌ線、ル線、ヲ線、ワ線、カ線、ヨ線、タ線、レ線、ソ線、ツ線、ネ線、ナ線、ラ線、ム線、ウ線、ヰ線、ノ線、オ線、ク線、ヤ線、マ線、ケ線、フ線及びコ線に囲まれた区域を除く陸域 イ線 石屋川右岸端から灘区浜田町 1 丁目 1 番地の 1 の南東端まで引いた線 ロ線 イ線の終点から 247 度 170 メートルの地点まで引いた線 ハ線 ロ線の終点から 150 度 50 メートルの地点まで引いた線 ニ線 ハ線の終点から 238 度 320 メートルの地点まで引いた線 ホ線 ニ線の終点から 220 度 300 メートルの地点まで引いた線 ヘ線 ホ線の終点から 237 度 310 メートルの地点まで引いた線 ト線 ヘ線の終点から 250 度 70 メートルの地点まで引いた線 チ線 灘埠頭船揚場東護岸の南東端から 130 度 50 メートルの地点より 153 度 76 メートルの地点まで引いた線 リ線 チ線の終点から 82 度 387 メートルの地点まで引いた線 ヌ線 リ線の終点から 115 度 410 メートルの地点まで引いた線 ル線 ヌ線の終点から 116 度 134 メートルの地点まで引いた線 ヲ線 ル線の終点から 82 度 744 メートルの地点まで引いた線 ワ線 ヲ線の終点から 35 度 12 メートルの地点まで引いた線 カ線 ワ線の終点から 352 度 714 メートルの地点まで引いた線 ヨ線 カ線の終点から 265 度 59 メートルの地点まで引いた線 タ線 ヨ線の終点から 261 度 41 メートルの地点まで引いた線 レ線 タ線の終点から 259 度 81 メートルの地点まで引いた線 ソ線 レ線の終点から 352 度 112 メートルの地点まで引いた線 ツ線 ソ線の終点から 273 度 142 メートルの地点まで引いた線 ネ線 ツ線の終点から 271 度 441 メートルの地点まで引いた線 ナ線 ネ線の終点から 239 度 345 メートルの地点まで引いた線 ラ線 ナ線の終点から 232 度 89 メートルの地点まで引いた線 ム線 ラ線の終点から 221 度 273 メートルの地点まで引いた線

」

	ウ線	ム線の終点から 228 度 22 メートルの地点まで引いた線	
	ヰ線	ウ線の終点から 236 度 81 メートルの地点まで引いた線	
	ノ線	ヰ線の終点から 237 度 100 メートルの地点まで引いた線	
	オ線	ノ線の終点から 228 度 25 メートルの地点まで引いた線	
	ク線	オ線の終点から 225 度 22 メートルの地点まで引いた線	
	ヤ線	ク線の終点から 236 度 14 メートルの地点まで引いた線	
	マ線	ヤ線の終点から 250 度 11 メートルの地点まで引いた線	
	ケ線	マ線の終点から 258 度 12 メートルの地点まで引いた線	
	フ線	ケ線の終点から 172 度 38 メートルの地点まで引いた線	
	コ線	フ線の終点からチ線の起点まで引いた線	に 」

改める。

神戸市告示第194号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250002	令和7年6月20日 (令和7年1月1日以後 に支出された寄附金)	学校法人 頌栄保育学院 理事長 相澤 弘典 神戸市東灘区御影山手1丁目18番1号

神戸市告示第195号

令和7年第1回定例市会で令和7年6月6日議決された令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

令和7年度神戸市一般会計補正予算

令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

第 1 表 歳出予算補正
歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		7,666,975	105,000	7,771,975
	1 商工振興費	6,631,261	105,000	6,736,261
16 予 備 費		700,000	△105,000	595,000
	1 予 備 費	700,000	△105,000	595,000
歳 出 合 計		1,005,912,532	-	1,005,912,532

神戸市告示第196号

次の認定特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第53条第1項による届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 該当の認定特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ローンボウルズ日本

(2) 主たる事務所の所在地

神戸市西区桜が丘東町2丁目5番地の10

(3) 代表者の氏名

小山 潤

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名を「児島 久雄」から「小山 潤」に変更する。

3 変更の年月日

令和7年4月6日

神戸市告示第197号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、水谷自治会、神明ハイツ自治会、道場自治会、東山会、千寿が丘自治会、舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部、六甲からと台自治会、矢元台自治会、多井畑東町自治会、桂木連合自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	水谷自治会	神明ハイツ自治会	道場自治会
主たる事務所	神戸市西区水谷2丁目17番45号	神戸市西区玉津町新方字大東69番地の15	神戸市北区道場町道場82番地の5
代表者の氏名	吉川 政明	角谷 孝明	大北 龍司
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目8番14号	神戸市西区伊川谷町潤和1797番地の69	神戸市北区道場町塩田1961番地の6

名称	東山会	千寿が丘自治会	舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部
主たる事務所	神戸市東灘区森北町7丁目29番7号	神戸市西区高雄台30番1号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目4番23号
代表者の氏名	三田 陽子	西 かおり	蓬田 勝広
代表者の住所	神戸市東灘区森北町7丁目21番31号	神戸市西区高雄台27番35号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目4番23号

名称	六甲からと台自治会	矢元台自治会	多井畑東町自治会
主たる事務所	神戸市北区唐櫃台4丁目20番10号	神戸市垂水区西舞子8丁目5番30号	神戸市須磨区多井畑東町31番地の1
代表者の氏名	植田 里美	平原 佳子	富田 哲
代表者の住所	神戸市北区唐櫃台4丁目20番10号	神戸市垂水区西舞子8丁目13番4号	神戸市須磨区多井畑東町25番地の17

名称	桂木連合自治会
主たる事務所	神戸市北区桂木1丁目7番地
代表者の氏名	小野 成彦
代表者の住所	神戸市北区桂木3丁目3番地16号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 水谷自治会

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中村 喜一	吉川 政明
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目7番45号	神戸市西区水谷3丁目8番14号

(2) 神明ハイツ自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	末松 秀文	角谷 孝明
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1811番地の6	神戸市西区伊川谷町潤和1797番地の69

(3) 道場自治会

令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	池田 勉	大北 龍司
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部697番地の30	神戸市北区道場町塩田1961番地の6

(4) 東山会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	金山 秀和	三田 陽子
代表者の住所	神戸市東灘区森北町7丁目24番24号	神戸市東灘区森北町7丁目21番31号

(5) 千寿が丘自治会

令和7年4月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤本 真理	西 かおり
代表者の住所	神戸市西区高雄台22番33号	神戸市西区高雄台27番35号

(6) 舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部

令和7年5月12日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目9番2号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目4番23号
代表者の氏名	川岸 靖司	蓬田 勝広
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目9番2号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目4番23号

(7) 六甲からと台自治会

令和7年4月26日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区唐櫃台4丁目15番7号	神戸市北区唐櫃台4丁目20番10号
目的	本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、清潔で明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。 (1) 会員の相互親睦に関する事業 (2) 防犯防火、環境衛生、清掃に関する事業（ゴミ置場の清掃を含む。） (3) 教育、文化、民生・福祉に関する事業 (4) 公害防止、交通安全、行政協力に関する事業 (5) 建築協定の運営に関する事業 (6) その他本会の目的達成に必要と認める事業	本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、清潔で明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。 (1) 会員の相互親睦に関する事業 (2) 防犯防火、環境衛生、清掃に関する事業（ゴミ置場の清掃を含む。） (3) 教育、文化、民生・福祉に関する事業 (4) 公害防止、交通安全、行政協力に関する事業 (5) 建築協定の運営に関する事業 (6) 公園清掃ボランティア（唐櫃台西公園清掃）に関する事業 (7) その他本会の目的達成に必要と認める事業

(8) 矢元台自治会

令和7年5月24日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	川添 雄治	平原 佳子
代表者の住所	神戸市垂水区西舞子8丁目8番8号	神戸市垂水区西舞子8丁目13番4号

(9) 多井畑東町自治会

令和7年5月25日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小崎 正美	富田 哲
代表者の住所	神戸市須磨区多井畑東町19番地の5	神戸市須磨区多井畑東町25番地の17

(10) 桂木連合自治会

令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山本 毅	小野 成彦
代表者の住所	神戸市北区桂木2丁目8番地11号	神戸市北区桂木3丁目3番地16号

神戸市告示第198号

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月条例第48号）第8条第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定し、同条第2項において準用する第7条第4項の規定により解除するので、第8条第2項において準用する第7条第3項の規定により、次のとおり告示する。当該路上喫煙禁止地区を示す図面は、神戸市環境局事業系廃棄物対策課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

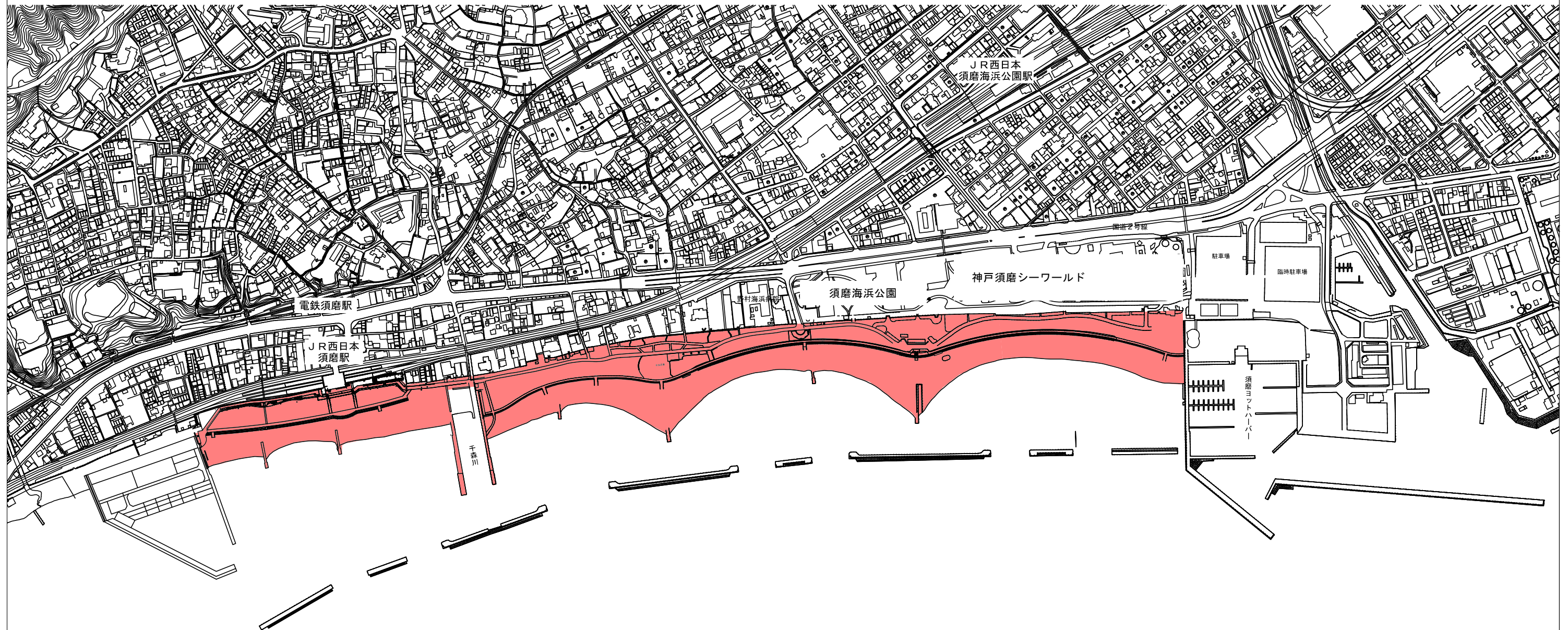
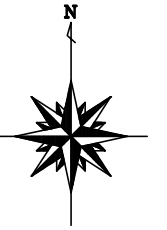
神戸市長 久 元 喜 造

指 定 の 年 月 日	指定の解除年月日	指定場所	
		指定地区名	区域図
令和7年7月10日	令和7年8月25日	須磨海水浴場地区	別図のとおり

当該路上喫煙禁止地区

神戸市須磨区須磨浦通1丁目の一部、須磨浦通2丁目の一部、須磨浦通3丁目の一部、須磨浦通4丁目の一部、須磨浦通5丁目の一部、須磨浦通6丁目の一部、若宮町1丁目の一部（別図のとおり）とする。ただし、当該指定地区内に存する建築物の屋内部分を除く。

須磨海岸平面図



神戸市公告

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、
苔谷公園体育館を、令和7年10月15日（水）から令和7年12月5日（金）まで臨時休館し
ます。

令和7年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 7 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区学が丘 3 丁目 3 番 2 の内 2 工区
協議が成立した者の住所及び氏名
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県知事 齋藤 元彦
協議成立番号
令和 2 年 10 月 28 日 第 7071 号
(変更協議成立 令和 5 年 12 月 12 日 第 1518 号
変更協議成立 令和 6 年 12 月 25 日 第 1530 号
変更協議成立 令和 7 年 5 月 23 日 第 1537 号
変更協議成立 令和 7 年 6 月 20 日 第 1539 号)
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区道場町生野字砥谷 1181-23 の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市北区道場町生野 48 番地
宗教法人光明寺 代表役員 森口光堂
許可番号
令和 5 年 10 月 5 日 第 8147 号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和7年7月1日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市中央区下山手通5丁目2番1、2番2、2番3、2番4、2番5、3番1、3番3、3番4、4番1、4番2、4番3、4番4、4番5、4番6、4番15、4番16、4番17、4番21、15番2、15番3、16番2、17番1

神戸市水道告示第8号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年7月1日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42506	株式会社 L I X I L トータルサービス	大阪府大阪市淀川区 宮原4-5-36 ONEST 新大阪スクエア 2F	尾瀬 亘	令和7年6月30日
42507	中野開発	大阪府高槻市淀の原町 37番2号	中野 仁至	令和7年6月30日
42508	株式会社 S E N S I N	神戸市長田区東尻池町 4丁目1-29	森井 泰企	令和7年6月30日
42509	株式会社 耕翔設備	大阪府東大阪市新庄 2丁目9番7号	横尾 健一	令和7年6月30日

神戸市交通管理規程第 5 号

神戸市交通局鉄道施設設計業務規程（平成 14 年 3 月交規程第 19 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 日

神戸市交通局事業管理者 城 南 雅 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 1 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																														
別表 2（第 5 条関係） 設計管理者一覧 1 鉄道土木施設 <table border="1"> <tr> <td>職務上の地位</td><td>課長（計画担当）</td></tr> <tr> <td>有する資格</td><td>技術士</td></tr> <tr> <td>選任年月日</td><td>令和 5 年 4 月 1 日</td></tr> </table> 2 鉄道電気施設 <table border="1"> <tr> <td>職務上の地位</td><td>課長（電気区担当）</td></tr> <tr> <td>有する資格</td><td>鉄道設計技士</td></tr> <tr> <td>選任年月日</td><td>令和 7 年 7 月 1 日</td></tr> </table> 3 車両 <table border="1"> <tr> <td>職務上の地位</td><td>主任専門相談員</td></tr> <tr> <td>有する資格</td><td>技術士</td></tr> <tr> <td>選任年月日</td><td>令和 7 年 7 月 1 日</td></tr> </table> 別表 3 設計に用いる技術基準一覧 ① 鉄道土木施設 [略] ② 鉄道電気施設 [略] ③ 車両 <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>実施基準</td></tr> <tr> <td>2</td><td>適合基準書</td></tr> </table>	職務上の地位	課長（計画担当）	有する資格	技術士	選任年月日	令和 5 年 4 月 1 日	職務上の地位	課長（電気区担当）	有する資格	鉄道設計技士	選任年月日	令和 7 年 7 月 1 日	職務上の地位	主任専門相談員	有する資格	技術士	選任年月日	令和 7 年 7 月 1 日	1	実施基準	2	適合基準書	別表 2（第 5 条関係） 設計管理者一覧 1 鉄道土木施設 <table border="1"> <tr> <td>職務上の地位</td><td>主任専門相談</td></tr> <tr> <td>有する資格</td><td>鉄道設計技士</td></tr> <tr> <td>選任年月日</td><td>令和 2 年 4 月 1 日</td></tr> </table> 2 鉄道電気施設 <table border="1"> <tr> <td>職務上の地位</td><td>高速鉄道部電気システム課課長（変電区担当）</td></tr> <tr> <td>有する資格</td><td>鉄道設計技士</td></tr> <tr> <td>選任年月日</td><td>平成 29 年 4 月 1 日</td></tr> </table> 3 車両 <table border="1"> <tr> <td>職務上の地位</td><td>高速鉄道部地下鉄車両課課長</td></tr> <tr> <td>有する資格</td><td>鉄道設計技士</td></tr> <tr> <td>選任年月日</td><td>令和 5 年 4 月 1 日</td></tr> </table> 別表 3 設計に用いる技術基準一覧 ① 鉄道土木施設 [略] ② 鉄道電気施設 [略] ③ 車両 <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>実施基準</td></tr> <tr> <td>2</td><td>適合基準書</td></tr> <tr> <td>3</td><td>他鉄道事業者との間に取り交わした、車両構造に関わる協定書</td></tr> </table>	職務上の地位	主任専門相談	有する資格	鉄道設計技士	選任年月日	令和 2 年 4 月 1 日	職務上の地位	高速鉄道部電気システム課課長（変電区担当）	有する資格	鉄道設計技士	選任年月日	平成 29 年 4 月 1 日	職務上の地位	高速鉄道部地下鉄車両課課長	有する資格	鉄道設計技士	選任年月日	令和 5 年 4 月 1 日	1	実施基準	2	適合基準書	3	他鉄道事業者との間に取り交わした、車両構造に関わる協定書
職務上の地位	課長（計画担当）																																														
有する資格	技術士																																														
選任年月日	令和 5 年 4 月 1 日																																														
職務上の地位	課長（電気区担当）																																														
有する資格	鉄道設計技士																																														
選任年月日	令和 7 年 7 月 1 日																																														
職務上の地位	主任専門相談員																																														
有する資格	技術士																																														
選任年月日	令和 7 年 7 月 1 日																																														
1	実施基準																																														
2	適合基準書																																														
職務上の地位	主任専門相談																																														
有する資格	鉄道設計技士																																														
選任年月日	令和 2 年 4 月 1 日																																														
職務上の地位	高速鉄道部電気システム課課長（変電区担当）																																														
有する資格	鉄道設計技士																																														
選任年月日	平成 29 年 4 月 1 日																																														
職務上の地位	高速鉄道部地下鉄車両課課長																																														
有する資格	鉄道設計技士																																														
選任年月日	令和 5 年 4 月 1 日																																														
1	実施基準																																														
2	適合基準書																																														
3	他鉄道事業者との間に取り交わした、車両構造に関わる協定書																																														

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。